

新型コロナワクチン副反応等対策業務委託仕様書

1 業務名

新型コロナワクチン副反応等対策業務

2 業務の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染後の後遺症及びワクチン接種後の遷延する副反応などで健康に不安をもつ者などを対象に、西洋医学だけでは改善しない症状を、代替療法などの自己治癒力を高めるためのプログラムや相談などを実施することで、健康不安の軽減や解消、症状の緩和、改善につなげる。また、病気になる前の段階からの身体づくりや、最新の健康情報を提供することで、市民のヘルスリテラシー及び生活の質(QOL)の向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 法令の遵守

- (1) 相談業務を実施するにあたり、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に定められた内容を遵守すること。
- (2) 後遺症プログラムを実施するにあたり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等、関係法令を遵守すること。

5 業務内容

(1) 相談業務

ア オンライン相談

(ア) 対象者

下記 a 及び b の条件を満たす者

a 新型コロナウイルス感染後の後遺症及び新型コロナワクチン接種後の遷延する副反応などで健康に不安を持つ者

b 泉大津市に住所を有する者

(イ) 予約

24時間 WEB 受付を可能とすること。

(ウ) 相談回数及び相談時間

相談回数：一人上限2回（年度内）

相談時間：1回15分程度

(エ) 費用：無料

(オ) 実施場所

受託業者でオンライン相談が実施できる仕組み、設備、場所などを準備すること。

(カ) 運営条件

a 被相談者と相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報をやりとりし、相談者個人の心身の状態に応じた医学的助言をリアルタイムで行

うが、診断など具体的判断は伴わないこと。

- b 相談者がオンライン相談において、被相談者をひとつのポータルサイトで容易に選択できること。
- c オンライン相談において、受診が必要な場合、受診勧奨を行い、適切な支援に繋げるが、その場合は、当事業とは別の取扱いとすること。
- d オンライン相談において、月20人以上利用できる体制をとること。
- e 予約、受付、事前ヒアリング、相談の実施、その後の経過モニタリングなどの一連の業務を実施すること。
- f 事業の周知については、周知チラシ（100枚）及び事業概要を記したホームページを作成すること。

イ 対面相談

(ア) 対象者

下記 a 又は b に該当し、かつ c の条件を満たす者

- a 新型コロナウイルス感染後の後遺症及び新型コロナワクチン接種後の遷延する副反応などで健康に不安を持つ者
- b 身体の不調や不安があるなどで未病状態にある者
- c 泉大津市に住所を有する者

(イ) 予約

市（保健センター）で受付を行う。

(ウ) 実施回数及び相談時間

- a 実施回数 月1回
- b 相談時間 1人20分程度

(エ) 費用 無料

(オ) 実施場所

シーパspark内パークセンター

(カ) 運営条件

- a 当日の受付、相談の実施、終了までの一連の業務を実施すること。
- b 問診の実施
相談者の現在の症状や既往歴など、身体状態を丁寧に聴き取る。
問診票は受託業者で準備すること。
- c 月1回、6人が利用できる体制をとること。

ウ 従事運営体制

管理者	1名
担当者	1名
被相談者（医師）	4名以上（※対面相談は1名とする。）

・被相談者の資格

医師（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証及び臨床研修修了登録証の交付を受けた者）とすること。ただし、臨床研修を義務化した医師法改正の施行日（平成16年4月1日）時点において現に医師免許を受けている者及び施行日前に医師免許の申請を行った者であって施行日後に医師免許を受けたものは、臨床研修を修了した旨の医籍への登録を受けた者とみなすこととされている

ので、臨床研修修了登録証の交付は不要とする。) とする。

エ 報告

受託業者は、本事業開始後は、月次報告として下記の a から d の項目についての報告書を作成し、泉大津市に翌月 10 日までに提出するものとする。また、事業終了時においては、全体の総括としての報告書を作成し、泉大津市に提出するものとする。なお、それ以外の内容についても、泉大津市が報告を求めた時は協議し報告すること。

a から d は月別報告とは別に累計を一覧にした表を報告すること。

- a 相談者の属性
- b 総相談件数及び医師別相談件数
- c 相談内容及び助言内容
- d 事業の評価（実施内容などから総合的に事業評価を行うこと）
助言により不安の軽減が図られた割合、相談者からのクレーム件数、相談者からの感想など。

(2) 後遺症改善プログラム

ア 個別プログラム

(ア) 対象者

下記 a 及び b の条件を満たす者

- a 新型コロナ感染後の後遺症及び新型コロナワクチン接種後の遷延する副反応などで健康に不安をもつ者
- b 泉大津市に住所を有する者

(イ) 予約

WEB 受付を実施し、24 時間予約受付を可能とすること。

(ウ) 実施回数及び実施時間

- a 実施回数 原則月 1 回
- b 実施時間 午後

(エ) 費用 無料

(オ) 実施場所

受託業者で準備すること。ただし、針灸施術プログラムを実施する場合は、以下の a 及び b の条件などを遵守し、準備すること。

- a 構造設備
 - ・施術室 6.6 m²以上・待合室 3.3 m²以上
 - ・外気開放（窓など）面積：施術室の 1/7 以上
窓がなければ換気設備を確保すること。
- b 区画分け
 - ・他の部屋とは壁などで完全に仕切ること。
 - ・整体など他のプログラムと部屋は分けること。

(カ) 運営条件

- a 実施人数 1 日最大 3～5 人
- b 予約、当日受付、プログラムの実施、終了までの一連の業務を実施すること。

c 問診の実施及びプログラムの作成

プログラムを実施する前は、必ず参加者の現在の症状や既往歴など、身体状態を丁寧に聴き取り、状態に応じたプログラム内容を記載した計画書を作成すること。また、問診表は委託者で作成し準備すること。

作成したプログラム内容は、本人に提示し、プログラムによって起こりうるメリット、デメリットなどの説明を丁寧にすること。また、プログラム内容、リスクなどを説明し、本人の同意を実施前に書面で得ること。

d プログラムの実施

プログラムの内容は、自律神経を整え、自己免疫力や自然治癒力の向上、機能回復の改善に資する内容を実施すること。

また、プログラム中は参加者からの健康相談に応じること。医療行為は行わないこと。

e 計測

計測内容は、参加者の状況に応じて実施し、自律神経を整え、自己免疫力や自然治癒力の向上、機能回復の改善を評価できる内容とし、プログラム実施前後で変化がわかる内容を実施すること。

f 事業の周知については、周知チラシ（100枚）及び事業概要を記したホームページを作成すること。

(キ) 注意事項

a プログラム内容、計測の注意

プログラム内容、計測は、自律神経を整え、自己免疫力や自然治癒力の向上や機能回復の改善に資する内容が前提であるが、多様な選択肢として、市民の生活の質（QOL）の向上に資するものであり、事前に本市以外でプログラムを実施し、安全性などの実績があるなど、市が認めたものは、実施可能とするが、必ず市と事前に協議すること。

b 参加者の出席管理（予約・キャンセル管理）をすること。

当日の参加予定者数を、前日に市へ報告すること。

c 業務開設者の配置が必要な針灸施術プログラムを実施する場合、プログラム開始前、開始後に建物の管轄保健所に必ず施術所開設届出書、廃止届の申請を毎回提出すること。

d 事故および損害の責任

プログラムの実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、受託業者に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について受託業者は市と協議するものとする。また、受託業者は利用時の事故等を回避するために必要と判断した場合は、適切な医療機関へつなげること。

イ 集団プログラム

(ア) 対象者

下記 a 又は b に該当し、かつ c の条件を満たす者

a 新型コロナウイルス感染後の後遺症及び新型コロナワクチン接種後の遷延する副反応などで健康に不安を持つ者（個別プログラムのフォローアップ者も可能とする）。

b 身体の不調や不安があるなどで未病状態にある者または未病予防対策に関

心がある者。

c 泉大津市に住所を有する者

(イ) 予約及び通知

24時間WEB受付を可能とすること。また、参加者へ詳細等の通知を行うこと。

(ウ) 実施回数及び実施時間

a 実施回数 ヨーガ2回、呼吸法2回

b 実施時間 午後

(エ) 費用 無料

(オ) 実施場所 シーパスパーク内パークセンター

(カ) 実施内容

自立神経のバランス・呼吸を整え、身体の不調を改善するためのヨーガ及び呼吸法を実施する。

(キ) 運営条件

a 実施人数 1回20人程度

b 予約、当日受付、プログラムの実施、終了までの一連の業務を実施すること。

ウ 従事運営体制

管理者 1名

担当者 1名

プログラム実施者 個別プログラム1名から5名、集団プログラム1名から2名
(プログラム内容により、免許取得者が必要である場合は、必ずその者を配置すること)

エ 報告

受託業者は、本事業開始後は、月次報告として下記aからeについての報告書を作成し、泉大津市に翌月10日までに提出するものとする。また、事業終了時には、全体の総括としての報告書を作成し、泉大津市に提出するものとする。なお、それ以外の内容についても、泉大津市が報告を求めた時は協議し報告すること。

aからeは月別報告とは別に累計を一覧にした表を報告すること。

a プログラム参加者の属性

b 個別及び集団プログラム参加件数

c 現在の症状や既往歴など、身体状態に応じた個別プログラム内容

d 呼吸法、ヨーガを実施した集団プログラム内容

e 事業の評価（上記内容や下記内容などから総合的に事業評価を行うこと）
プログラム参加により不安の軽減が図られた割合、相談者からの感想など。

(3) 情報発信、学びの場の提供

ア 市民向け勉強会の実施

(ア) 対象者

下記a及びbの条件を満たす者

a 新型コロナウイルス感染症などに関心のある者。特に65歳以上の者及びその家族を優先する。

b 泉大津市に住所を有する者

(イ) 予約

24時間WEB受付を可能とすること。また、平日の9時から17時は、電話受付も可能とすること。

(ウ) 運営条件

a 実施回数 2回程度

b 実施人数 1回20人～（開催場所により調整）

c 開催時期 新型コロナワクチン秋冬接種（10月頃）までに

d 講演者は受託業者で調整すること。

新型コロナウイルス感染症などの情報に精通した医師など

e 当日の受付、司会、進行、終了までの一連の業務を実施すること。公正な立場で、私見は交えないこと。

f 周知チラシ（2,000枚）作成及び事業概要を記したホームページを作成すること。

g 実施後にリーフレット（概要版）や動画などを作成し、(カ)で実施した内容を広く周知できるようにすること。ただし、周知の方法や内容は、市と事前に協議すること。

(エ) 費用 無料

(オ) 実施場所

受託業者で準備すること。ただし、シーパspark内パークセンターで1回は実施すること。

(カ) 実施内容

下記の内容を実施すること。

a 新型コロナワクチン秋冬接種に向けて、最新の新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種のメリット・デメリットについて情報を提供すること。

b 勉強会は、講演者と市長のディスカッション形式で実施し、市民からの質疑などの時間も設けること。

c 病気にならない健康なからだづくりについて（未病予防の重要性）の情報を提供。

イ 医療従事者向け情報交換会の実施

(ア) 対象者

新型コロナウイルス感染後の後遺症及び新型コロナワクチン接種後の遷延する副反応などで健康に不安を持つ者に対応する市内の医療従事者

(イ) 予約

健康づくり課が調整を行う。

(ウ) 運営条件

a 1回

b 実施人数 1回20人～（開催場所により調整）

c 開催時期 新型コロナワクチン秋冬接種（10月頃）までに

d 講演者は受託業者で調整すること。

新型コロナウイルス感染症などの情報に精通した医師など

e 当日の受付、司会、進行、終了までの一連の業務を実施すること。公正な立

場で、私見は交えないこと。

f 周知チラシ（100枚）作成すること。

g 実施後にリーフレット（概要版）や動画などを作成し、(カ)で実施した内容を広く周知できるようにすること。ただし、周知の方法や内容は、市と事前に協議すること。

(エ) 費用 無料

(オ) 実施場所

受託業者で準備すること。

(カ) 実施内容

下記の内容を実施し、情報交換、情報のアップデート及び共有を図るとともに、医療従事者が市民へ公正に情報提供が行なえるような内容にすること。

a 勉強会は、新型コロナワクチン秋冬接種に向けた内容とし、新型コロナウイルス感染後の後遺症及び新型コロナワクチン接種後の遷延する副反応などに関する内容をもちこむこと。

b 情報交換会は、講演者によるディスカッション形式で実施し、医療従事者からの質疑などの時間も設けること。

6 苦情対応

業務に関する苦情・トラブルの対応は原則として、受託業者が行うこと。ただし、事業の疑義、解釈などに関する事項については、受託業者から担当課に引き継ぐものとする。また、対応の結果については、その経緯を含め、速やかに文書にて報告すること。

7 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律をはじめとする各種法令、及びその他関係する法令及び条例・規則を遵守すること。

8 その他

(1) 受託業者は、常に市の担当者からの連絡を受け取れる状態とし、市の担当者からの打ちあわせの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項に関しては、市と協議の上決定する。